

#### 4 平成 29 年度南種子町教育委員会外部評価委員会名簿

職名	氏名	備考
外部評価委員	宮里照夫	町公民館連絡協議会会長
外部評価委員	小蘭正喜	南種子町民生委員児童委員協議会会長
外部評価委員	古市雪枝	南種子町地域女性団体連絡協議会会長

#### 5 南種子町教育委員会外部評価委員会設置規程

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条 2 項の規定に基づき、教育に関する事務、事業の管理及び執行状況の点検及び評価につて、客観性の確保を図るため、南種子町教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」とう。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 教育委員会が実施する事務、事業の点検及び評価に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(秘密保持)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同とする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会管理課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 5 月 24 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。